

「SDGs型」特定社債保証

SDGsに取り組む中小企業者が発行する社債について、
「特定社債保証」より0.2%低い保証料率でご利用いただける
保証制度です。



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



(1) 及び(2)に該当する会社

(1) ①~③のうち i のいずれかの要件に該当し、ii もしくは iii かつ iv もしくは v の要件を満たすこと

項目	基準①	基準②	基準③
i 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
ii 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
iii 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
iv 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
v インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

(2) SDGsの取り組みを行っていくこと

資格要件

資金使途

保証限度額

保証期間

保証割合

支払金利

償還方法

担保

連帯保証人

保証料率

必要書類

備考

運転・設備・返済資金(事業資金)

2,400万円以上4億5,000万円(発行限度額3,000万円以上5億6,000万円)
※普通保険及び無担保保険(経営安定関連保証及び危機関連保証を除く)を含めて5億円が上限となります。

2年以上7年以内(1年単位)

80%保証

発行体所定利率

満期一括償還または6ヶ月ごとの定時償還

保証金額2億円以内は無担保、2億円を超える場合は原則担保が必要となります。

不要

年0.25%~年1.70%
※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり。

- ・所定の申込書類一式
(特定社債保証用の保証委託申込書をご利用下さい。)
- ・特定社債保証事前相談書・支店長推薦書
- ・特定社債保証資格要件申告書
- ・SDGs宣言書

・本制度のご利用には、必ず事前相談が必要となります。
事前相談の際は「特定社債保証事前相談書・支店長推薦書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。